

八代市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和6年1月15日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	北	園	武	広

# 財政援助団体等監査結果

## に対する措置状況

(令和6年1月)

八代市監査委員

## 目 次

### 措置の内容

#### 【令和3年度実施分】

- ◆ 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会（財政援助団体監査）・・・・・・・・・・ 1
- ◆ 社会福祉法人 八代市社会福祉協議会（指定管理者監査）・・・・・・・・・・ 2

#### 【令和4年度実施分】

- ◆ 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団（出資団体監査）・・・・・・・・・・ 4
- ◆ 商工・港湾振興課（指定管理者監査）・・・・・・・・・・ 5
- ◆ 一般社団法人 八代弘済会（指定管理者監査）・・・・・・・・・・ 7

八代市監査委員 様

八 代 市 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 平成30年度 ～ 令和2年度  
監査実施期間 令和4年2月7日 ～ 令和4年2月25日

【団体に関する指摘事項】

指摘事項	<p>災害ボランティアセンター運営事業の支出において、人件費のうち、災害救助法の国庫負担の対象とすることができる直接雇用の非常勤職員の3月賃金分が、失念により計上されておらず、その分を市の財源から支出される災害ボランティアセンター運営補助金の請求分に計上してあった。</p> <p>財源の異なる複数の補助金請求を行う場合、対象となる経費の内容等に注意し、計上漏れが起こらないよう、適正な事務処理を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった令和2年度処理については、管理システムの見直し及び、管理する係によるチェック体制の強化、2重チェックを実施するように改善しました。今後は、災害が発生した際に同様の処理があると思われますので、通常業務も含めて体制を整備し適正に取り扱います。</p>

【団体に関する指摘事項】

<p>指摘事項</p>	<p>ア 施設の適切な管理について          柿迫生きがいセンター及び五家荘デイサービスセンターにおいては、令和元年度は消火・避難訓練が1回の実施となっていた。          両施設は不特定多数の人が出入りする建築物又は火災発生時に避難等が困難であると予想される老人デイサービスセンターであり、特定用途防火対象物に該当するため、消防法施行規則第3条第10項において、「防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。」と規定されている。          消防法等に基づき、年2回以上の消火・避難訓練を実施し、火災発生時の避難対策を確実に講じていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>ア 指摘のあった柿迫生きがいセンター及び五家荘デイサービスセンターの消火・避難訓練については、すべての施設で年2回の訓練を実施し改善しました。今後は、毎年2回以上の訓練を実施し、火災発生時及び避難対策を適正に取り扱います。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>イ 協定等に基づく義務の履行について          協定書及び仕様書においては、指定管理者に履行を義務付ける業務が記載されているにもかかわらず、次のように履行されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎事業年度終了後30日以内に事業報告書を市に提出することが仕様書で規定されているが、提出が遅れているもの</li> <li>・各会計年度の2月末日までに翌年度に係る事業計画書を市に提出することが仕様書で規定されているが、提出されていないもの</li> <li>・本市の「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）においては、再委託等を行う場合は事前に協議し市が承諾することを協定で規定することとされているが、事前に市の承認を得ずに協定締結し、指定管理の開始日である4月1日付けで市の承認を得ているもの</li> <li>・自主事業を実施する場合は、市の承認を得ることが協定書に規定されているが、市の承認を得ずに実施しているもの</li> <li>・年2回の浴槽水法定水質検査を実施することが協定書及び仕様書に規定されているが、1回の実施となっているもの</li> <li>・協定書においては、休館日及び開館時間を変更しようとするときは、変更する日の30日前までに市の承認を得ることとされているが、変更申請書の提出が変更する日となっているもの</li> </ul> <p>指定の議決・決定通知を受けた後、協定締結前までに、業務委託承認申請書等の必要書類を市に提出し、市の承認を受けた上で協定書原本に記載し、協定締結を行っていただきたい。</p> <p>また、指定管理者の指定の法令上の位置づけは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>イ 指摘のあった協定書及び仕様書における履行義務業務については、期日までの提出及び市の承認手続きなど、すべての履行義務業務を改善しました。今後は、協定書及び仕様書に基づき適正な処理に努めるよう取り扱います。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理について  指定管理業務の執行において、自主事業と区別することで指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本市のガイドラインに基づき、仕様書において指定管理者に専用口座（管理口座）によるものと求めている。  指定管理業務と自主事業の経理は区分して整理することが必要であるが、事業計画書、報告書、総勘定元帳、決算書では指定管理業務と自主事業の経理が明確に整理・区分されておらず、専用口座も開設されていなかった。  経理の区分により公の施設の管理に係る収支会計経理を把握し、適正な指定管理とするため、指定管理業務と自主事業の経理の区分について、検討を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>ウ 指摘のあった管理に係る収支会計経理については、専用口座の設定及び伝票・経理簿冊を指定管理者用に区分し、改善しました。今後は、自主事業と指定管理業務を区分把握できるよう取り扱います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 健康福祉政策課  
監査対象年度 令和元年度 ～ 令和3年度  
監査実施期間 令和5年2月6日 ～ 令和5年2月24日

【団体に関する指摘事項】

団 体	指 摘 事 項	<p>ア 定款と事務決裁規程の規定について</p> <p>定款第16条第2項に「理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」と規定されているが、業務執行理事の選定は行われておらず、不在の状態となっていた。</p> <p>また、事務決裁規程第4条には「副理事長、常務理事、事務局長、施設長の専決事項は、別表第1のとおりとする。」と、業務執行理事ではなく常務理事と規定されている。</p> <p>定款の規定に基づき業務執行理事の選定を行うとともに、事務決裁規程の改正を行っていただきたい。</p>
	改 善 内 容	<p>令和5年第3回理事会（11/22開催）において、業務執行理事を選定しました。また、諸規程（事務決裁規程）の改正を行い、定款に基づき、規程中の「常務理事」を「業務執行理事」に改めました。</p>

八市商港第1457号  
令和5年3月28日

八代市監査委員 様

八代市長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 商工・港湾振興課  
監査対象年度 令和元年度 ～ 令和3年度  
監査実施期間 令和5年2月6日 ～ 令和5年2月24日

【主管課に関する指摘事項】

主 管 課	指 摘 事 項	<p>ア 公募の申請期間について</p> <p>指定申請書の提出期間が令和元年9月26日から10月16日までの21日間となっていた。</p> <p>「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」では、「申請期間は少なくとも1か月程度は確保するものとする。」とされている。</p> <p>申請期間が短いことは新規参入を希望する事業者にとっては、不利な条件となる恐れがある。</p> <p>公平・公正な指定管理者の選定手続を確保する観点から、ガイドラインに基づき十分な申請期間を設定するようにはしていただきたい。</p>
主 管 課	改 善 内 容	<p>ア 指摘のあった公募の申請期間については、「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」の確認を行い、今後は申請期間を1か月程度確保するよう改善しました。</p> <p>次回の指定管理公募の際には、適正な申請期間を確保するよう取り扱います。</p>



【主管課に関する指摘事項】

<p>主 管 課</p>	<p>指 摘 事 項</p>	<p>イ 役員等変更後の資格確認について</p> <p>指定の申請時に、申請団体の役員等について、暴力団等関係者に該当しないかどうか八代警察署に対し照会が行われていた。しかし、令和2年4月に指定管理者の役員変更があった際には、指定管理者から新役員名簿の提出がなかったため、八代警察署への照会が行われていなかった。</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者として既に業務を開始している場合であっても、協定に基づき提出された役員等の名簿については同様に照会手続きの対象となるので、役員の変更があった場合は、指定管理者に新役員の名簿の提出を求め、暴力団等関係者に該当しないかどうか八代警察署へ照会を行うようにしていただきたい。</p>
<p>主 管 課</p>	<p>改 善 内 容</p>	<p>イ 指定管理者役員に暴力団等関係者がいないかの確認につきましては、指定管理者から役員名簿の提出を受け、警察署に確認を依頼いたしました。</p> <p>また、役員の変更があった場合には随時役員名簿の送付を受けて調査するよう取り扱います。</p>

【団体に関する指摘事項】

	指摘事項	<p>令和2年4月1日に承認された昇降機設備点検及び自動ドア点検の管理業務委託について、委託先の変更があったにもかかわらず、市への承認申請が行われていなかった。</p> <p>管理業務の委託については、管理運営に関する協定書第8条第1項に、あらかじめ市の承認を得ることとなっている。</p> <p>承認を受けた内容に変更が生じる場合も、あらかじめ市の承認を得るようにしていただきたい。</p>
団体	改善内容	<p>指摘のあった「令和2年4月1日に承認された昇降機設備点検及び自動ドア点検の管理業務委託について、委託先の変更があったにもかかわらず、市への承認申請が行われていなかった」件については、協定書第8条第1項に基づき、「やつしろハーモニーホール管理業務委託（請負）承認申請書」を3月2日付で市商工・港湾振興課に提出し、同課より、3月6日に「やつしろハーモニーホール管理業務委託（請負）承認書」を受領しました。</p> <p>今後は協定書に基づき、委託先の変更が生じた場合には、速やかに市長の承認を得るように致します。</p>

【団体に関する指摘事項】

	指摘事項	<p>ア 休館日及び開館時間の変更承認手続について</p> <p>設置条例、指定管理者募集要項、管理業務仕様書及び協定書では、土曜日は休館日となっていたが、実際は第1、3土曜日の午前中は開館してあった。</p> <p>協定書第5条では、休館日及び開館時間を変更しようとするときは、30日前までに市長の承認を得ることとなっているが、変更承認の手続が行われていなかった。</p> <p>休館日について、条例等と異なる運用を行う場合は、市長の承認を得るようにしていただきたい。</p>
団体	改善内容	<p>ア 休館日及び開館時間の変更承認手続について</p> <p>指摘のあった土曜日の休館日変更がなされていなかった件については、協定書第5条に基づき、休館日を「日曜日及び土曜日（講座のある土曜日の午前を除く）」とする休館日及び開館時間変更申請書を2月24日付で、市商工・港湾振興課に提出。同課から、休館日及び開館時間変更承認書を受領しました。</p> <p>今後、休館日や開館時間に変更の必要性が生じたときは、協定書に基づき、30日前までに市長の承認を得るよう取り組みます。</p>

【団体に関する指摘事項】

<p>団体</p>	<p>指摘事項</p>	<p>イ 協定書の遵守について</p> <p>協定書に定められている事務手続について、次のとおり不適正な取扱いがあった。</p> <p>① 協定書第30条において、指定管理者は自主事業を実施しようとするときは、実施承認申請書により事前に市へ申請し、承認を得ることとされているが、承認申請の手続が行われていなかった。</p> <p>② 協定書第33条において、指定管理者は定款、事務所の所在地、代表者その他重要事項の変更等を行ったときは、遅滞なく市に届け出なければならないと定めてあるが、令和2年4月に役員の変更が行われた際の届出が行われていなかった。</p> <p>③ 協定書第34条において、指定管理者は管理業務に必要な規則及び非常時の体制を整備し、これを書面にして市に届け出なければならないと定めてあるが、届出が行われていなかった。</p> <p>指定管理者の指定の法令上の位置づけは、契約とは異なり「指定」という行政処分であるが、協定書は行政処分の附款とされており履行義務が生じるため、協定等に基づき適切に義務を履行していただきたい。</p>
<p>団体</p>	<p>改善内容</p>	<p>イ 協定書の遵守について</p> <p>① 指摘のあった自主事業の実施に当たり、事前に自主事業実施承認申請書が市に提出されていなかった件については、今後、協定書第30条に基づき、自主事業を実施する際は、前もって市商工・港湾振興課に自主事業実施承認申請書を提出し、承認を受けるように改善します。</p> <p>② 指摘のあった一般社団法人八代弘済会の役員変更の届け出がなされていなかった件については、令和2年4月の役員改選時に選任された新役員2名を含めた役員名簿を2月28日までに、市に提出しました。今後、役員改選があった際は、速やかに市商工・港湾振興課に届けるようにいたします。</p> <p>③ 指摘のあった非常時の体制が文書で届け出がなされていなかった件については、非常時の「緊急連絡網」をはじめ、「火災発生」「地震発生」「台風」「事故・急病人発生」の、それぞれの緊急事態を想定して作成しました対応フローチャートを、2月28日に市商工・港湾振興課に提出しました。</p> <p>管理業務につきましては、今後とも管理業務仕様書の別表「維持管理業務」「施設保守点検業務」「施設管理業務」に記載された事項に即して、今後とも確実に管理業務を遂行してまいります。</p>